

20

亡くなった後はどんな手続きが必要？

Q

死後にどんな手続きが必要なのでしょうか。遺された家族を不安にさせないよう準備しておきたいです。

[60代]



Q

親の葬儀をすませたばかりですが、とにかく面倒なことばかりです。子どもにはできるだけ迷惑をかけないよう準備したいと思っています。[50代]



A

亡くなった後は、医療機関や葬儀社、役所各課のほか、年金事務所・法務局・税務署など各所での手続きが必要です。生前に準備を進め、自身の情報を整理しておけば(→ 23)、ご家族の負担を大きく減らせます。亡くなった直後は期限のある手続きに追われるため、必要な手続きは元気なうちにご家族と共有しておきましょう。



亡くなった後の手続きに関する情報

亡くなった後の手続きの煩雑さは市区町村としても課題で、ハンドブックやウェブサイトでの情報発信が工夫されています。民間のウェブサイトでは多くの市区町村が活用する「おくやみ手続きナビ」が参考になります。一部の市区町村では、役所内の手続きをワンストップでできる「おくやみコーナー」の設置も始まっています。

おくやみ手続きナビ



亡くなった当日の手続き

医療機関で亡くなった場合、医師から死亡診断書を受け取り死後処置を受けるとともに、遺体の搬送先を決めて速やかに葬儀社へ搬送を依頼します。希望する葬儀社がない場合は医療機関が提携する葬儀社が紹介されます(搬送を依頼した葬儀社に葬儀も依頼する必要はありません)。一般的には自宅へ搬送し安置してもらいます。自宅等で亡くなった場合は、状況によって、かかりつけ医、救急車、警察のいずれかを呼びます。

亡くなってから7日以内の手続き

役所に死亡届と死亡診断書を提出し、火葬許可証を受け取ります。死亡届の提出は葬儀社が代行することもあります。葬儀社と葬儀の打ち合わせを行い、喪主、日程、規模、場所、形式等を決めます(→24)。並行して親族・関係者へ連絡します。故人のスマートフォンに登録された連絡先等を確認できるよう、生前から準備しておくくとスムーズです。その後、葬儀・火葬等を行います。

死後14日以内が目安の手続き

社会保険や税金の手続きは14日以内に行います。必要な手続きや手順は、人によって、市区町村によって異なるため、事前にハンドブックやウェブサイトを確認しておくといでしょう。以下は一例です。

- 健康保険証の返還
- 年金受給者死亡届(厚生年金受給者は10日以内)
- 介護保険受給資格喪失届
- 世帯主変更届

また、14日以内ではないものの、以下の手続きも速やかに行う必要があります。市区町村の手続きとは異なり、各事業者・各機関への手続きとなります。特に各種サブスクリプションの契約は生前に漏れなく把握できるようにしておきましょう。

- 電気・ガス・水道の解約または契約者名変更
- 携帯電話の解約、固定電話やインターネット回線の解約または名義変更
- クレジットカードの解約
- 新聞や各種サブスクリプションの解約または名義変更
- 運転免許証やパスポートの返納
- 金融機関(銀行等)への連絡と口座凍結
- 保険会社・共済団体への連絡と保険金・共済金の請求

相続に関する手続き

ここまでの手続きが落ち着いたら、相続関連の手続きを進めましょう。相続放棄・限定承認は3カ月以内、相続税の申告は10カ月以内など、期限があるものもあります。以下は手続きのおおまかな流れです。

- ①遺言書の有無を確認する
- ②相続人を確定させる
- ③相続財産を調査する
- ④相続、相続放棄、限定相続のいずれかに決める(3カ月以内)
- ⑤遺産の分け方を協議する
- ⑥相続税を確認する(故人の所得税も確認する)
- ⑦遺産分割協議書を作成する
- ⑧相続財産の名義を変更する(金融機関の口座、自動車・バイク、不動産の相続登記等)
- ⑨相続税を申告する(10カ月以内)

生協の葬祭サービス

信頼できる葬儀社を生前に選んでおけると安心です。一部の生協では組合員向けに葬祭サービスを提供・紹介しています。